

令和7年度の大阪府における公共用水域及び地下水の調査結果の概要

令和8年10月 大阪府

1 公共用水域

- ・令和7年度は、河川については100河川139地点、海域については22地点で水質調査を行いました（図1）。

調査機関：国土交通省近畿地方整備局、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

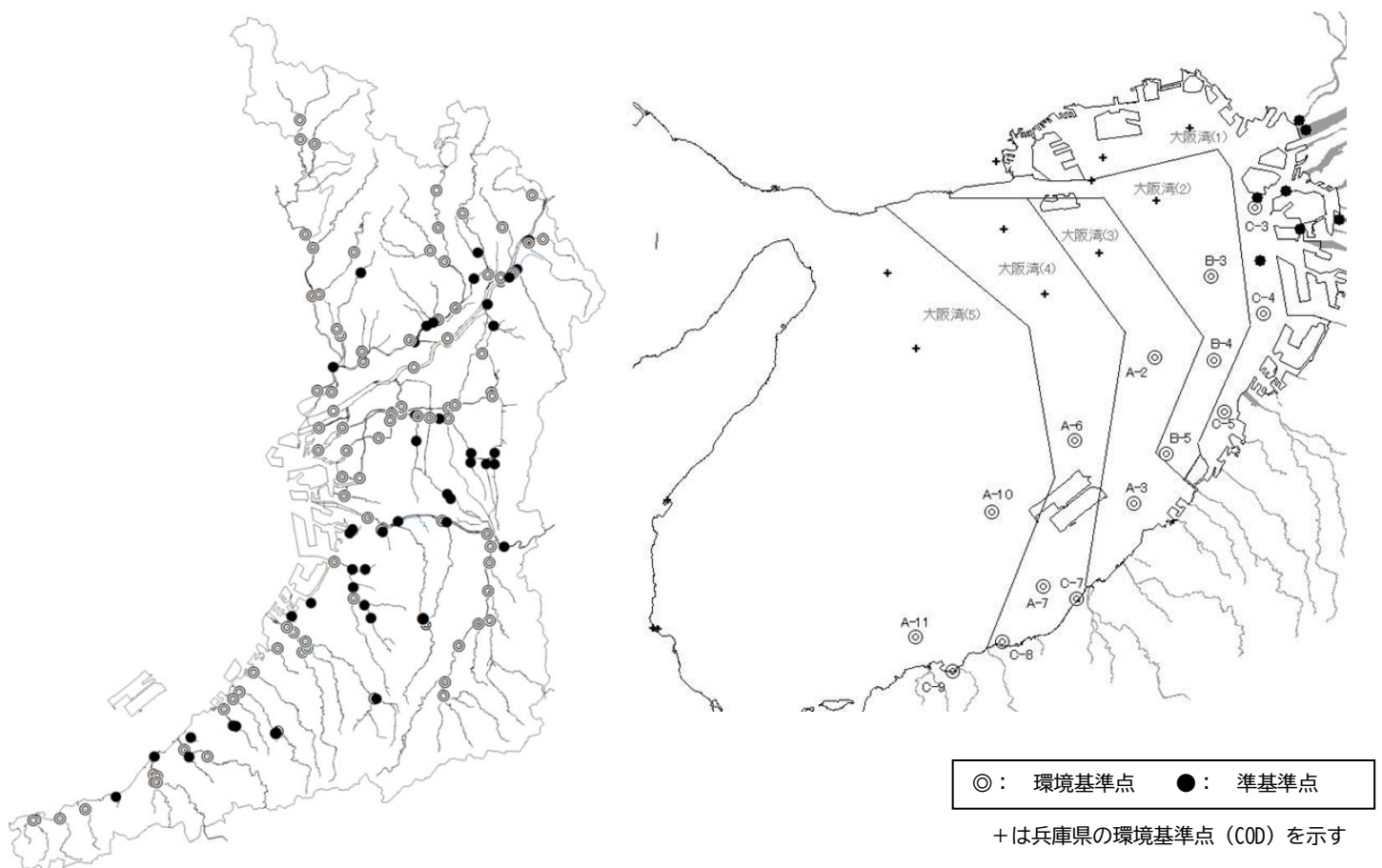


図1 公共用水域の水質測定地点

(1) 河川

①健康項目※1

- ・健康項目については、全139地点のうち131地点で環境基準を達成しました（表1）。
- ・環境基準を達成しなかった項目はふっ素（1地点）及びほう素（8地点）でした。ふっ素及びほう素のうち7地点については、河口部で海水の影響※2と考えられました。ほう素の残る1地点は自然由来と考えられます。いずれも上水道水源としての利用はありませんでした。

※1 健康項目：カドミウム、全シアンなどの人の健康の保護に関する項目（27項目）。

※2 ふっ素とほう素は自然状態において海水に相当程度含まれています。そのため、ふっ素とほう素については、海域の環境基準は設定されていません。

表1 河川の健康項目の環境基準達成状況

河川の健康項目の環境基準達成状況

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
調査地点数	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
環境基準達成地点数	129	132	131	129	131	133	129	129	130	131
基準を達成しなかった項目及びその地点数	鉛	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	砒素	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	ふっ素	1	0	0	1	2	0	1	0	1
	ほう素	10	7	8	10	7	6	10	8	8

(注) 同一地点で複数の項目が基準を達成しなかった年度があるため、

「調査地点数」－「環境基準達成地点数」≠「基準を達成しなかった項目及びその地点数」となります。

②BOD※3

- ・河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、環境基準達成率が95.1%（類型が指定されている82水域のうち78水域で達成）で、近年は90%を超えて横ばいで推移しています（図2、表2、表3）。
- ・また、淀川など主要河川のBOD濃度（年平均値）については、近年、いずれも横ばいで推移しており、2～3mg/L程度と低い値になっています（図3）。

※3 BOD：河川等の水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに消費される酸素量から求めます。この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多く、水が汚れていることを示します。

BODの環境基準は、水域類型（AA～Eの6種類）に応じた値が定められており、河川水域ごとに指定された類型に応じた基準が適用されます。

BODの環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の全ての環境基準点において、日間平均値の75%値が環境基準値を満足している場合に、環境基準を達成しているものと判断します。

（75%値：数値の低い方から順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の測定値）

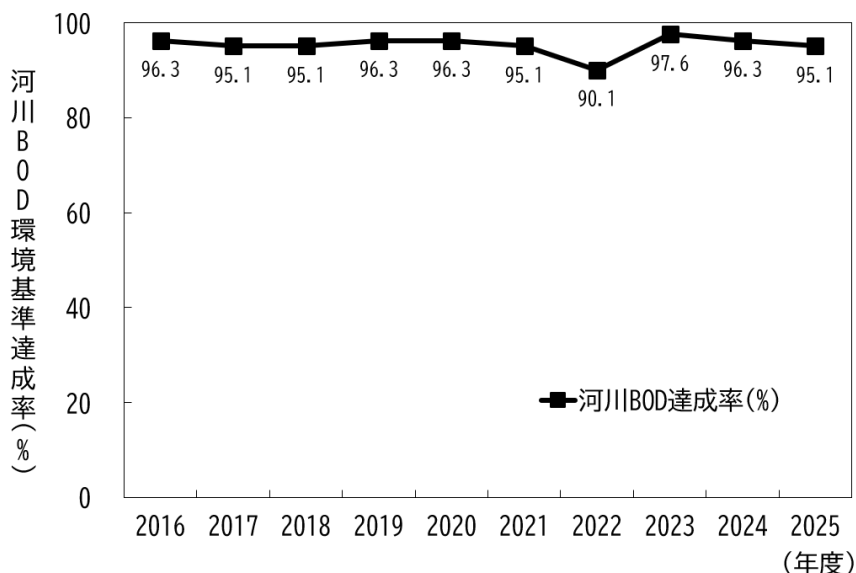


図2 河川のBOD環境基準達成率の推移

表2 河川のBODの環境基準達成状況（類型別）

年度		H28		H29		H30		H31(R1)		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
項目		達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)
		3 — 3	100	3 — 3	100	3 — 3	100	3 — 3	100	3 — 3	100	2 — 3	66.7	3 — 3	100	3 — 3	100	3 — 3	100	3 — 3	100
類型「基準値」(mg/l)	A A [1]	25 — 26	96.2	24 — 26	92.3	23 — 26	88.5	24 — 26	92.3	24 — 26	92.3	25 — 26	96.2	27 — 29	93.1	29 — 30	96.7	30 — 30	100	30 — 30	100
	B [3]	26 — 28	92.9	28 — 29	96.6	28 — 29	96.6	28 — 29	96.6	28 — 29	96.6	27 — 29	93.1	28 — 29	96.6	29 — 29	100	26 — 29	89.7	26 — 29	89.7
	C [5]	8 — 8	100	7 — 8	87.5	8 — 8	100	8 — 8	100	8 — 8	100	8 — 8	100	9 — 13	69.2	12 — 13	92.3	13 — 13	100	12 — 13	92.3
	D [8]	11 — 11	100	11 — 11	100	11 — 11	100	11 — 11	100	11 — 11	100	11 — 11	100	6 — 7	85.7	7 — 7	100	7 — 7	100	7 — 7	100
	E [10]	4 — 4	100	4 — 4	100	4 — 4	100	4 — 4	100	4 — 4	100	4 — 4	100								
	合計	77 — 80	96.3	77 — 81	95.1	77 — 81	95.1	78 — 81	96.3	78 — 81	96.3	77 — 81	95.1	73 — 81	90.1	80 — 82	97.6	79 — 82	96.3	78 — 82	95.1

(注1)達成状況の上段は達成水域数を、下段は類型全水域数を表示。
(注2)平成21年6月30日に見直した新しい類型に基づく評価は、平成22年度より実施。
(注3)平成29年1月27日に見直した新しい類型に基づく評価は、平成28年度より実施。

表3 河川のBODの環境基準達成状況（水系別）

年度		H28		H29		H30		H31(R1)		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
項目		達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)	達成状況	達成率(%)
		9 — 9	100	9 — 9	100	9 — 9	100	9 — 9	100	9 — 9	100	9 — 9	100	8 — 9	88.9	9 — 9	100	9 — 9	100	8 — 9	88.9
淀川水系		16 — 16	100	16 — 17	94.1	17 — 17	100	17 — 17	100	17 — 17	100	17 — 17	100	17 — 17	100	18 — 18	100	16 — 18	88.9	18 — 18	100
神崎川水系		7 — 7	100	7 — 7	100	7 — 7	100	7 — 7	100	7 — 7	100	7 — 7	100	6 — 7	85.7	6 — 7	85.7	7 — 7	100	7 — 7	100
寝屋川水系		12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100	11 — 12	91.7	12 — 12	100	11 — 12	91.7	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100	10 — 12	83.3
大阪市内河川		11 — 12	91.7	11 — 12	91.7	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100	11 — 12	91.7	11 — 12	91.7	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100
大和川水系		22 — 24	91.7	22 — 24	91.7	20 — 24	83.3	22 — 24	91.7	21 — 24	87.5	22 — 24	91.7	19 — 24	79.2	23 — 24	95.8	23 — 24	95.8	23 — 24	95.8
泉州諸河川		77 — 80	96.3	77 — 81	95.1	77 — 81	95.1	78 — 81	96.3	78 — 81	96.3	77 — 81	95.1	73 — 81	90.1	80 — 82	97.6	79 — 82	96.3	78 — 82	95.1
全水系																					

(注) 達成状況の上段は達成水域数を表し、下段は当該水系の全水域数を表しています。

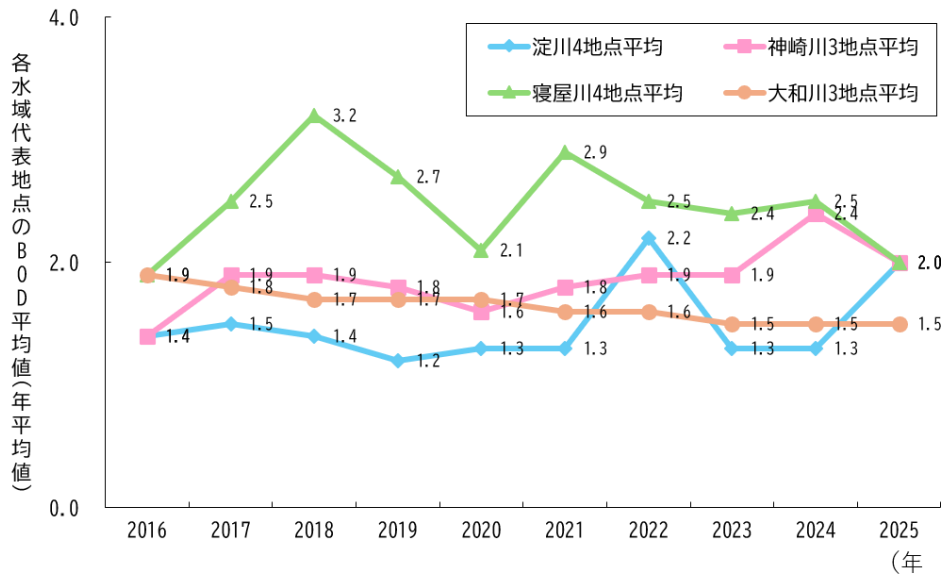


図3 主要河川のBOD濃度（年平均値）の推移

③水生生物の保全に係る項目※4

- ・水生生物の保全に係る項目のうち全亜鉛については、環境基準の達成率は87.8%（水生生物に係る類型が指定されている74水域※5のうち65水域で達成）であり、横ばいで推移しています（図4）。

※4 水生生物の保全に係る項目：全亜鉛・ノニルフェノール・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の3項目。

※5 全亜鉛についての評価は、平成22年度からは63水域、平成29年1月改定により平成29年度から65水域、令和5年1月改定により令和5年度から74水域で実施しています。

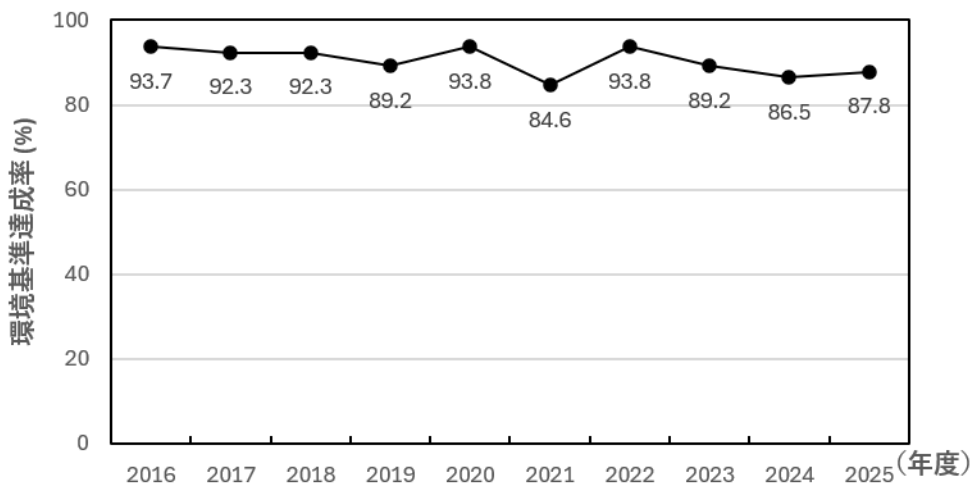


図4 河川的全亜鉛環境基準達成率の推移

- ・平成24年度に環境基準が設定されたノニルフェノール及びLASについては、測定開始※6以降全ての水域※7で環境基準を達成しています。

※6 ノニルフェノールは平成25年度から、LASは平成26年度から63水域で測定を開始しました。

※7 平成28年度に新たに2水域で水生生物の保全に係る類型が指定され、平成29年度から65水域、令和5年度から74水域で評価しています。

④要監視項目※8

- ・要監視項目について、指針値の超過は、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、表4に示す4地点でした。その他の項目についての超過はありませんでした。

※8 要監視項目：公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、人の健康の保護に係る27項目及び水生生物の保全に係る6項目が設定されています。

表4 PFOS 及び PFOA 指針値超過地点測定結果

河川名	地点	年平均值（ng/L）
船橋川	新登橋上流（枚方市）	95
大津川	高津取水口（忠岡町）	54
	大津川橋（泉大津市・忠岡町境）	58
松尾川	新緑田橋（和泉市）	58

①健康項目※9

- ※9 健康項目：カドミウム、全シアンなどの人の健康の保護に関する項目（河川の 27 項目からふっ素、ほう素を除いた 25 項目）。

・海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)については、環境基準達成率が66.7%で、類型指定されている大阪湾12水域(兵庫県域を含む)のうち8水域(A類型:3水域中0水域、B類型:2水域中1水域、C類型:7水域中7水域)で環境基準を達成しました(表5)。

(75%値：数値の低い方から順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の測定値）

[illegible]

- ・大阪湾の COD 濃度（大阪府測定環境基準点 15 地点の全層年平均値）については、近年横ばいで推移しています（図 5）。

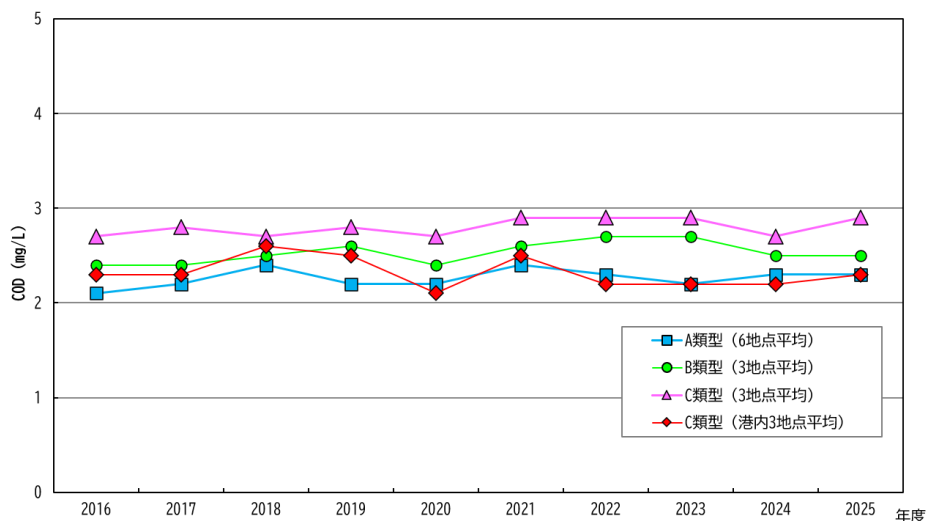


図 5 大阪湾の COD 濃度（全層年平均値）の推移（大阪府測定地点）

③全窒素及び全りん^{※11}

- ・富栄養化の主な原因物質である全窒素及び全りんについては、大阪湾 3 水域（兵庫県域を含む）に類型が指定されており、令和 7 年度は両項目ともに全水域で環境基準を達成しました。

※11 全窒素及び全りんの環境基準達成状況の年間評価については、水域ごとに、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準値を満足している場合に、環境基準を達成しているものと判断します。

- ・大阪湾の全窒素及び全りんの濃度（大阪府測定環境基準点 12 地点の表層年平均値）は、近年横ばい傾向です（図 6、図 7）。

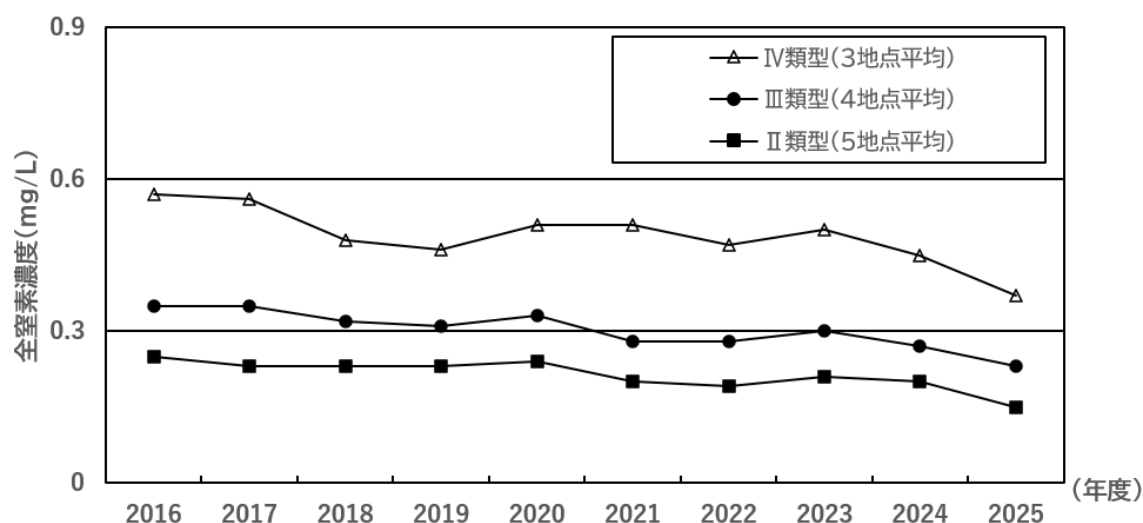


図 6 大阪湾の全窒素濃度（表層年平均値）の推移（大阪府測定地点）

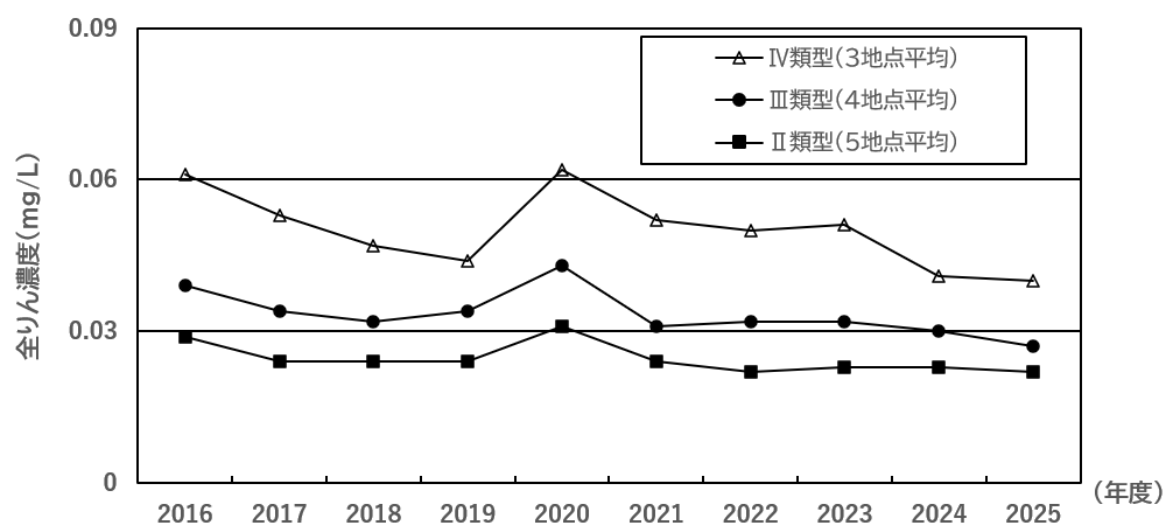


図7 大阪湾の全りん濃度（表層年平均値）の推移（大阪府測定地点）

④水生生物の保全に係る項目

- ・全垂鉛については、現在の類型での測定を開始した平成 22 年度以降、大阪府測定全 12 地点で環境基準を達成しています。
- ・平成 24 年度に環境基準が設定されたノニルフェノール及び LAS については、測定開始^{※12}以降、12 地点全てで環境基準を達成しています。

※12 ノニルフェノールは平成 25 年度から、LAS は平成 26 年度から測定を開始しました。

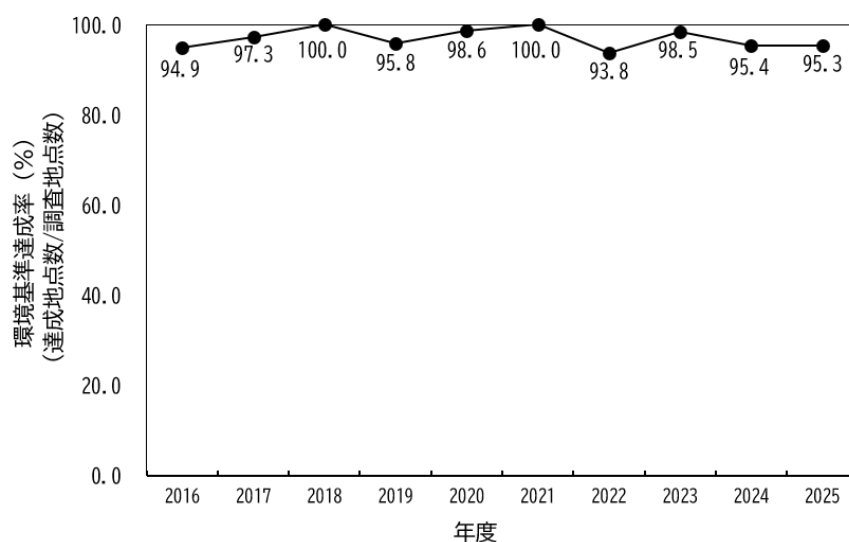
2 地下水

- ・概況調査※13は、64 地点の井戸で実施し、61 地点で地下水の環境基準※14を達成(達成率 95.3%)しました(図8)。環境基準を達成しなかった項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉛並びに砒素でした(表6)。
- ・概況調査や事業者による自主的な調査等により環境基準値等を超過した 13 地点の周辺地区では、大阪府地下水質保全対策要領等に基づき、汚染範囲及び原因究明等の調査(汚染井戸周辺地区調査)を実施するとともに、飲用指導を行いました。
- ・さらに、継続監視調査※15を 100 地点で実施し、53 地点で環境基準を達成しました。なお、令和 7 年度までの継続監視調査で環境基準を達成するなどの終了要件を満たした 5 地点は、令和 7 年度末で継続監視調査を終了しました。

※13 概況調査：大阪府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する調査。

※14 カドミウム、全シアン等(河川の健康項目 27 項目にクロロエチレンを加えた 28 項目)。

※15 継続監視調査：大阪府域で過去に発見された地下水汚染地域において、継続的に地下水質を監視する調査。複数年連続して環境基準を達成するなどの要件を満たせば調査終了とする。



(※達成地点数：測定した全ての項目で環境基準を達成した地点数)

図8 地下水質概況調査の環境基準達成率の推移

表6 地下水質概況調査における環境基準達成状況（過去10年度）

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
調査地点数		79	75	74	72	71	68	65	66	65	64
環境基準達成地点数		75	73	74	69	70	68	61	65	62	61
環境基準達成率(%)		94.9	97.3	100.0	95.8	98.6	100.0	93.8	98.5	95.4	95.3
基準を達成しなかった項目及びその地点数※1	鉛	1			1						1
	砒素	1			1	1		1		1	1
	VOC	1	2		1			1	1	1	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1						1		1	1
	ふっ素	1									
	ぼう素							1			

（注）※1：同一地点で複数の項目が基準を達成しなかった年度があります。

※2：VOC：揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称

ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン¹の13項目を指します。
 基準を達成しなかった項目は、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの5項目です。